



教えてイイトコ

宇都宮

夢や目標を持って宇都宮にやってきた人たちに
宇都宮のイイトコを聞きました。

宮染めに取り組む久間綾佳さん

(中川染工場)



▲宮染めの始まりは、江戸末期の頃。昭和戦前の最盛期には、市内の田川沿いに30~40軒の染物屋が軒を並べていましたが、今では3軒になっています。田川沿いに定着した宇都宮の染めの伝統を総称して「宮染め」と呼ぶようになりました。

◀「決められたマニュアルがあるわけではなく、自分の感覚や経験が頼りの仕事なのが、大変なところです。でも、街中で自分の関わった手ぬぐいなどが販売しているのを見るとうれしくて、また頑張ろうと思います」という久間さん。

元々、手のかかったものづくりに興味があって東京の大学で染め物を学び、昨年春から宇都宮の中川染工場で働いています。ここでしか出せない色合いや風合いを求めて日本各地だけでなく外国からも依頼が来ているのを目の当たりにして、この工場でものづくりに携われることを誇りに思っています。

宮染めの手ぬぐいは、とても使い勝手が良いのが特長です。全ての工程に人の手が入り、丁寧に作り上げる「注染」という伝統的な技法は、機械での大量印刷と違って使い込むほどに手触りや色合いが柔らかくなっていきます。折ればハンカチほど、広げればタオルほどのサイズになって、かさばらず、おしゃれなデザインも増えています。宇都宮の皆さんにもこの文化をもっと知っていただき、ぜひ、一度手に取ってほしいと思います。

◎久間さんは、10月9日(金) 正午~午後0時49分エフエム栃木「宇都宮プライド 愉快なラジオ」、10月11日(日) 午前10時30分~10時40分とちぎテレビ「井上マーの教えてイイトコ宇都宮」(再放送)に出演します(48ページ参照)。併せてご視聴ください。

乗ってみよう 地域内交通

今回は、地域組織が運営主体となり運行している地域内交通のうち、国本地区のデマンド型乗り合いタクシー「くにもとふれあい号」について紹介します。

■「くにもとふれあい号」の導入に至るまで 国本地区は市の北西部に位置していて、南北方向にバス路線があるものの、山間部も含め地区面積が広く、公共交通空白・不便地域があり、交通手段の確保が大きな課題でした。このため、平成21年から地域での検討を始め、住民アンケート調査も実施しながら、デマンド方式の乗り合いタクシーの採用を決定し、平成23年10月から「くにもとふれあい号」の運行を開始しました。

■地域の生活に合わせた運行 運行に当たっては、国本地区全域に加え、富屋地区や環状線周辺の一部などに目的施設を設定し、通院や買い物などの日常の移動手段を確保する他、細谷車庫バス停や駒生営業所バス停に接続す

ることで中心市街地などへの移動にも対応しています。

「くにもとふれあい号」は、最新のお知らせや地域内交通の活用方法などについて、自治会回覧だけでなく、利用登録者への個別郵送や地区市民センターなどでの壁新聞掲示といった幅広い手法による普及・啓発活動や、地域ニーズに応じた目的施設の追加などの運行内容の見直しを行っています。

このような地域の積極的な活動により、運行開始以後、利用者は増加し、毎月500人に利用され、身近で不可欠な公共交通として親しまれています。



利用者の声

運行当初から利用しています。自宅からバス停までの距離が遠く、車の運転をしない自分にとっては、直接自宅に来てもらえるのでとても助かっています。また、予約受け付けの人や運転手さんも、とても丁寧で親切です。これから、地域内にはない診療科目のある病院などの停留所が増えていくのもっと良いと思います。

国本地区内交通推進協議会会長 池田 裕文さん

「くにもとふれあい号」は、皆様のご理解・ご協力のもと、順調に利用者が増えており、地域住民の足として、なくてはならない事業となってきました。また、10月から、これまで地域の要望が高かった栃木医療センターに、身体的な理由などによりバスを利用することが困難な人に限り、乗り入れができるようになりました。これからも、より多くの人に利用いただけるよう努力していきたいと思っています。



交通政策課 ☎(632) 2133

くにもとふれあい号

▽運営主体 国本地区内交通推進協議会。

▽運行日 月~土曜日(祝休日、年末年始除く)。

▽運行エリア 国本地区全域、▲くにもとふれあい号の車両環状線周辺および富屋地区の一部など。

▽運行便数 1日11便(午前8時台~午後6時台)。

▽利用料金 1回300円(小学生半額、未就学児無料)。一部の目的地は実証実験により料金が異なります。

▽利用対象者 国本地区エリアの住民。

▽その他 利用方法など詳しくは、市ホームページをご覧になるか、国本地区市民センター ☎(665) 2942へ。



◎産業廃棄物の適正処理に関する講習会 ▽日時 10月7日(水)午後2時~4時▽会場 とちぎ福祉プラザ(若草1丁目)▽内容 「知らなきゃ怖い 廃棄物処理法」と題した講座、行政情報についての説明▽対象 産業廃棄物の排出事業者や処理業者▽申込 電話またはファクス・Eメール(住所・氏名・電話番号を明記)で、県環境保全公社 ☎(622) 7654、FAX(627) 3287、✉tkhk1@hozenkousha.jpへ。◎廃棄物対策課 ☎(632) 2942